⑹　使用する主要な資機材
　コンクリート約15,600㎥、鉄筋約1,700ｔ、鉄骨約2,000ｔ
⑺　本工事は、入札時に施工計画等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型））の工事のうち、品質確保の為の体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
　ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。
⑼　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑽　本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、紙入札の申請に関しては、九州地方整備局総務部契約課に承諾願を提出して行うものとする。
⑾　本工事は、入札説明書等を電子入札システムからダウンロードする適用工事である。
⑿　本工事は、ＩＳＯ9001認証取得を活用した監督業務等の取り扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。
⒀　本工事は、『「公共工事の品質確保に関する新たな取組」の試行運用について』（H18. 5.16国九整契第51－２号他）に基づき、低入札価格調査制度調査対象工事に対する取り組みを行う試行工事である。（入札説明書参照）
⒁　本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、工事の監督補助並びに安全対策を目的として、工事現場にモニターカメラを設置するものとする。なお、モニターカメラの設置費用については、工事の監督補助として活用するものについては発注者が負担するが、工事現場内の安全対策として活用するものについては受注者が負担するものとする。
⒂　本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、ビデオ撮影により不可視部分の出来形管理を行うものとする。
　なお、ビデオ撮影した映像については、監督職員へ提出するものとする。
⒃　本工事は、地域外（遠隔地）からの建設資材等の調達に係る費用について、支払実績により設計変更を実施する試行工事である。
⒄　本工事は、今後、不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保の方策に変更が生じ、適正な工事の実施が困難となる場合に、必要となる費用について支出実績を踏まえ、設計変更により対応する試行工事である。
　なお、当該試行による変更項目は、次による。
（実績変更対象項目）
共通仮設費：共通仮設費率に含まない項目の費用
現場管理費：労務管理費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用）

2　競争参加資格
　次に掲げる条件を満たしている者、又は次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年11月25日付け九州地方整備局長）に示すところにより、九州地方整備局長から福岡第１法務総合庁舎⑽建築工事に係る特定ＪＶとしての競争参加資格の認定を受けている者であること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　九州地方整備局における建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　九州地方整備局における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること。ただし、特定ＪＶの代表者以外の構成員については、経営事項評価点数が1,100点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。ただし、上記⑵の再認定を受けた特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。
⑸　平成12年度以降に、元請けとして完成・引き渡しが完了した次に掲げる同種工事の施工実績を有すること。（特定ＪＶ又は、経常建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）また、下記実績は同一建物の工事であること。
　同種工事とは、以下の㋐の要件を満たす新築又は増築（増築にあっては増築部分）工事（躯体、外装のほか、内装を含む建築一式工事）とする。
㋐
・建物用途　事務所・庁舎又は類似施設
・構　　造　鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（複合構造を含む）
・階　　数　地上７階建以上
・建物規模　延べ面積10,000㎡以上
　ただし、特定ＪＶの代表者又は、経常建設共同企業体の構成員のうちの１社が、上記㋐の要件を満たす同種工事の施工実績を有していればよい。
　なお、特定ＪＶの代表者以外及び経常建設共同企業体のその他の構成員は平成12年度以降に、元請けとして以下に掲げる同種工事の実績を有すること。
　同種工事とは、以下の㋑の要件を満たす新築又は増築（増築にあっては増築部分）工事（躯体、外装のほか、内装を含む建築一式工事）の実績を有すること。
㋑
・建物用途　事務所・庁舎又は類似施設
・構　　造　鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（複合構造を含む）
・階　　数　地上３階建以上
　㋐及び㋑の建物用途において同種工事として認める類似施設とは、事務室（上級室を含む。）、会議室、研修室、人文科学系研究室及びこれらに類する室（いずれも空気調和設備を有する部分に限る）の面積（これに付随する共用部分を含む。）が当該施設の延べ面積の過半を占める施設を指すものとする。
　また、複合用途建築物については、同種工事として認める建物用途部分が同種工事として求める建物規模以上ある建築物については、同等の施工実績があるものと見なし、同種工事として認める建物用途の部分が全体の過半を占め、かつ全体が同種工事として求める建物規模以上ある建物についても、同等の施工実績があるものと見なす。
　なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が入札説明書に示す点数未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。
⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
　なお、建設業法第26条第３項及び建設業法施行令第27条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。
①　１級建築施工管理技士、一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣がこれらの者と同等以上の能力を有するものと認定した者であること。
②　平成12年度以降に、上記⑸㋐に掲げる同種工事（同一建物の工事であること）の施工経験を有する者であること。（特定ＪＶ又は、経常建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）